

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成26年7月31日
【四半期会計期間】	第33期第3四半期（自 平成26年3月21日 至 平成26年6月20日）
【会社名】	株式会社 P L A N T
【英訳名】	PLANT Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三ッ田 勝規
【本店の所在の場所】	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
【電話番号】	0776(72)0300(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役社長室長兼管理本部長 松田 恭和
【最寄りの連絡場所】	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
【電話番号】	0776(72)0300(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役社長室長兼管理本部長 松田 恭和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第3四半期累計期間	第33期 第3四半期累計期間	第32期
会計期間	自平成24年9月21日 至平成25年6月20日	自平成25年9月21日 至平成26年6月20日	自平成24年9月21日 至平成25年9月20日
売上高 (百万円)	58,726	61,174	79,516
経常利益 (百万円)	1,885	2,122	2,741
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,142	1,262	1,909
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,358	1,358	1,358
発行済株式総数 (千株)	7,980	7,980	7,980
純資産額 (百万円)	10,543	12,299	11,311
総資産額 (百万円)	35,875	37,924	36,065
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	143.14	158.18	239.25
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	15.00	16.50	33.00
自己資本比率 (%)	29.4	32.4	31.4

回次	第32期 第3四半期会計期間	第33期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成25年3月21日 至平成25年6月20日	自平成26年3月21日 至平成26年6月20日
1株当たり四半期純利益金 額 (円)	38.27	48.04

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和を背景に、円安・株高の影響から、主に輸出企業を中心とした景気回復の兆しが見えてきましたが、不安定な海外情勢や円安による原材料の上昇などの影響により、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

小売業界におきましては、4月以降消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による売上の落ち込みが見られ、また生活必需品に関しては節約志向が醸成され、依然として厳しい経営環境下にあります。また、株価上昇による資産効果や消費マインドの好転を背景にして都市部においては高額品消費に一部回復の兆しが見えるものの、当社の店舗が所在するいわゆる地方においては勤労者の所得はまだ改善が見られず、日々の買い物には慎重で、生活防衛意識を払拭するには至っておりません。

このような状況のもと、当社の経営理念である、地域の皆様にとっての『暮らしの拠りどころとなる店づくり』を柱として、低価格と豊富な品揃えに特に力を注いでまいりました。特に当第3四半期累計期間においては、消費税増税前の駆け込み需要にも対応すべく安定的な商品確保に努め、欠品により、お客様にご迷惑や混乱が生じないよう配慮すると共に、まとめ買い商品にはお得な価格設定をするなど一層の営業拡販を行いました。また消費税増税後は、駆け込み需要の反動を最小限に押さえるべく、来店客数のアップを目指して、当社の最大の武器となっている惣菜の「100円バイキング」をほとんどの店舗で実施するようになったほか、販促チラシにおきましても、食品を中心に尚一層魅力のある価格をアピールしてまいりました。

また当社は、昨年11月に三重県志摩市に「スーパーセンター志摩店」、今年3月に香川県善通寺市に「スーパーセンター善通寺店」を新設いたしました。この結果、当第3四半期会計期間末の当社店舗は、福井県に8店舗、石川県に2店舗、富山県に1店舗、新潟県に4店舗、福島県に1店舗、岐阜県に1店舗、京都府に1店舗、三重県に1店舗、香川県に1店舗、岡山県に1店舗、鳥取県に1店舗の合計11府県22店舗(休止中1店舗を除く)となっております。

以上の結果、当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高が61,174百万円(前年同期比4.2%増)となりました。売上総利益は12,117百万円(前年同期比3.4%増)、営業利益は2,080百万円(前年同期比7.8%増)、経常利益は2,122百万円(前年同期比12.6%増)及び四半期純利益は1,262百万円(前年同期比10.5%増)となりました。

#### (2) 財政状態の分析

##### (資産)

当第3四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ1,859百万円増加し、37,924百万円となりました。これは主に店舗の新設に伴い有形固定資産が1,183百万円増加したことによるものであります。

##### (負債)

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ871百万円増加し、25,625百万円となりました。これは主に電子記録債務が769百万円、資産除去債務が224百万円増加した一方、長期借入金金が662百万円減少したことによるものであります。

##### (純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ987百万円増加し、12,299百万円となりました。これは主に四半期純利益が1,262百万円となり、剰余金の配当が275百万円となったことによるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	23,120,000
計	23,120,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年6月20日)	提出日現在発行数(株) (平成26年7月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,980,000	7,980,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	7,980,000	7,980,000	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減 数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成26年3月21日～ 平成26年6月20日	-	7,980,000	-	1,358	-	1,518

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年3月20日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,978,700	79,787	同上
単元未満株式	普通株式 1,200	-	-
発行済株式総数	7,980,000	-	-
総株主の議決権	-	79,787	-

【自己株式等】

平成26年6月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町 下新庄15号8番地の 1	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成26年3月21日から平成26年6月20日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年9月21日から平成26年6月20日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がないため、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年9月20日)	当第3四半期会計期間 (平成26年6月20日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,538	8,012
売掛金	272	316
商品	6,445	7,312
その他	1,622	649
流動資産合計	15,878	16,290
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	7,650	8,683
土地	5,339	5,423
その他(純額)	1,778	1,844
有形固定資産合計	14,768	15,951
無形固定資産	1,161	1,266
投資その他の資産	4,256	4,415
固定資産合計	20,186	21,634
資産合計	36,065	37,924
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,441	6,465
電子記録債務	-	769
1年内返済予定の長期借入金	1,602	1,691
未払法人税等	639	177
賞与引当金	422	520
その他	1,344	1,779
流動負債合計	10,450	11,404
固定負債		
長期借入金	9,680	9,017
退職給付引当金	975	1,027
資産除去債務	1,914	2,138
その他	1,733	2,037
固定負債合計	14,303	14,221
負債合計	24,753	25,625
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,358	1,358
資本剰余金	1,518	1,518
利益剰余金	8,435	9,422
自己株式	0	0
株主資本合計	11,313	12,300
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	0
評価・換算差額等合計	1	0
純資産合計	11,311	12,299
負債純資産合計	36,065	37,924



( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年9月21日 至 平成25年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年9月21日 至 平成26年6月20日)
売上高	58,726	61,174
売上原価	47,013	49,057
売上総利益	11,713	12,117
販売費及び一般管理費	9,783	10,037
営業利益	1,929	2,080
営業外収益		
受取手数料	82	86
助成金収入	49	44
その他	49	48
営業外収益合計	181	179
営業外費用		
支払利息	163	118
その他	63	19
営業外費用合計	226	137
経常利益	1,885	2,122
特別利益		
受取損害賠償金	15	9
特別利益合計	15	9
特別損失		
出店計画中止損	-	56
特別損失合計	-	56
税引前四半期純利益	1,900	2,075
法人税、住民税及び事業税	830	844
法人税等調整額	71	31
法人税等合計	758	813
四半期純利益	1,142	1,262

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用しておりましたが、第1四半期会計期間より定額法に変更いたしました。

この変更は、当事業年度において、中期経営計画のもと、「改正まちづくり三法」施行後初となるスーパーセンターの新規出店、新業態店舗の新規出店方針及び既存店舗の改装方針の策定を契機に、有形固定資産の減価償却方法を検討した結果、今後の有形固定資産の使用は長期的かつ安定的な利用が見込まれ、投資効果が安定的に実現すると見込まれることなどを総合し、耐用年数にわたり均等に費用を配分する定額法のほうが従来の定率法よりも使用実態を適切に期間損益に反映すると判断し行うものであります。

これにより従来の方法に比べ、当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ267百万円増加しております。

(四半期損益計算書関係)

受取損害賠償金は、福島第一原発の事故により被ったP L A N T - 4大熊店の原発事故損失の一部として、東京電力(株)より支払いを受けた賠償額を計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年9月21日 至 平成25年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年9月21日 至 平成26年6月20日)
減価償却費	751百万円	494百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成24年9月21日 至 平成25年6月20日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年12月18日 定時株主総会	普通株式	119	15	平成24年9月20日	平成24年12月19日	利益剰余金
平成25年4月19日 取締役会	普通株式	119	15	平成25年3月20日	平成25年5月17日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成25年9月21日 至 平成26年6月20日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年12月18日 定時株主総会	普通株式	143	18	平成25年9月20日	平成25年12月19日	利益剰余金
平成26年4月28日 取締役会	普通株式	131	16.50	平成26年3月20日	平成26年5月16日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、小売業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成24年9月21日 至平成25年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年9月21日 至平成26年6月20日)
1株当たり四半期純利益金額	143円14銭	158円18銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,142	1,262
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,142	1,262
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,979	7,979

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成26年4月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額 131百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 16円50銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成26年5月16日

(注) 平成26年3月20日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 7月30日

株式会社 P L A N T  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大中 康行 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 由水 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 P L A N T の平成25年9月21日から平成26年9月20日までの第33期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年3月21日から平成26年6月20日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年9月21日から平成26年6月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 P L A N T の平成26年6月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用していたが、第1四半期会計期間より定額法に変更している。

当該変更は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。